平成２７年（フ）第１５２９号
大阪府交野市星田５丁目29番８－402号
債務者　岡田　智昭
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２４号
大阪府高槻市奈佐原２丁目17番20号
債務者　中島　真澄
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２１号
大阪市北区天神橋７丁目14番14―403号、前住所大阪市北区天神橋３丁目４番５―203号
債務者　渡邊　清子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８３号
大阪府東大阪市西堤２丁目３番12―102号、前住所大阪府摂津市香露園13番15―203号ラフィーネ千里丘
債務者　國俊美絵子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０７号
大阪市東住吉区杭全３丁目３番18号杭全マンション　102号
債務者　小ノ木幸代
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０９号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2459番地６、住民票上の住所香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2457番地１
債務者　山下　真弓
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1789番地
債務者　廣野　マリ
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２２５号
埼玉県川越市大字小ケ谷669番地
債務者　与那覇勇太郎こと　與那覇勇太郎
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１６号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目８番地１　ジュネスＡ203
債務者　中村　敏雄
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１８号
埼玉県所沢市東所沢５丁目17番地の８　エクセル東所沢202、前住所埼玉県所沢市上新井２丁目30番地の８　シティコートＢ―203
債務者　齊藤　靜江
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９号
岡山県倉敷市茶屋町2110番地５　ニューシティヴィクトリーＡ105
債務者　龍﨑　静香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
岡山県倉敷市水島南瑞穂町10番７号
債務者　城ヶ崎　舞
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
岩手県九戸郡九戸村大字戸田第９地割111番地
債務者　山岸　伸幸
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第９号
群馬県利根郡昭和村大字糸井1855番地18
債務者　髙塩　脩平
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第４４４号
埼玉県川口市大字伊刈930番地の13
債務者　山本　　瞳
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇901番地５　プラムハウスⅡ102
債務者　渡部　智秀
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目712番地の27
債務者　早乙女　通
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部